

もも 通常出荷基準

J A グリーン長野営農販売部

項目	病虫害・障害等	症 状	通 常 出 荷	格 外
階級		大きさ	・基本:白鳳系25玉まで 白桃系22玉まで	・左記以下のもの
着色		色	・着色している	・ほぼ着色がない
熟度		未熟果の収穫はしない	・適熟	・過熟
病虫害	せん孔細菌病	黒褐色で果肉に食い込む ひどいと裂果	・赤道下部で、小さい病斑6ヶまで。大きいものは半分 ・赤道上部で、小さい病斑で果肉に食い込んでおらず、小さいもの、2ヶまで ・大きい病斑は6mm程度までで、病斑が深くないもの	・左記以上のもの
	果実腐敗病	灰星病・ホモプシス腐敗病・炭そ病等	・ないもの	・あるもの
	黒 星 病	黒褐色の小斑点	・赤道下部で、小さい病斑5ヶまで	・左記以上のもの
	カイガラムシ	赤い斑点 白抜け斑点	・全体で、斑点5ヶまで ・果柄部の肉が見えないもの。虫がついていないもの ・果柄部が白く又は黒くなっているものは、軽微なもの	・左記以上のもの
	ミカンキイロアザミウマ	細かい斑点状に白く色抜けする 縫合線に沿って多い	・親指で隠れる程度まで。	・左記以上のもの
	アブラムシ	果柄部のまわりが、黒くなる	・果柄部まわりが少しだけ、黒くなっているものまで	・左記以上のもの
	シンクイムシ・ハマキムシ・メイガ	果実食入・果実ナメリ	・ないもの	・あるもの
障害	サ ビ		・直径1.5cm程度まで。	・左記以上のもの
	小 ヒ ビ		・1～5mm程度の小さいヒビで、果頂部40%までで、 果肉がはっきり見えなく、柔らかくならないもの	・左記以上のもの
	果頂部の肌荒れ		・果頂部で10%程度までで、肌荒れ部が、柔らかくならないもの	・左記以上のもの
	縫合線の青味	果形も変形しているものに多い	・青味部分が強いものは、親指で隠れる程度まで 薄いものは、親指2本で隠れる程度まで	・左記以上のもの
	日 焼 け		・赤道部より下で、直径2cm位までで、柔らかくならないもの	・左記以上のもの
	核 割 れ	玉の大きさにもよる	・果柄部（ほぞ）が残っており、割れが幅4mm（妻楊枝2本分）までのもの ・上からみて6：4未満の変形 ・水がしたたり落ちないもの	・左記以上のもの
	傷跡・枝跡・枝スレ		・直径1.5cm程度までで、果皮が裂けていなく、柔らかくならないもの	・左記以上のもの
	果柄部内の皮剥け	収穫時等に裂ける	・僅か剥けているもので、変色していないもの	・左記以上のもの
	縫合線のくぼみ（裂果）		・幅3mm、長さ10mm以内のもので、果肉まで裂けていないもの	・左記以上のもの
その他	薬 斑	液の跡がつく	・極端にひどくないもの	
災害	雹 害		・腐れの心配が無く、乾いている物（濡れていないもの） ・痕が深くなく、裂けていないもの。 ・赤道部より下で、長さ2mm程度で5ヶまで。長さ5mm程度のなら2～3ヶまで 幅1mm程度まで、深さ1mm程度まで	・左記以上のもの

ネクタリン 通常出荷基準

J A グリーン長野営農販売部

項目	病虫害名・障害等	症 状	通 常 出 荷	格 外
階級		大きさ	・M以上のもの（90g程度以上）	・左記以下のもの
着色		色	・着色している	・ほぼ着色がない
熟度		未熟果の収穫はしない	・適熟	・過熟
病虫害	せん孔細菌病	黒褐色で果肉に食い込む ひどいと裂果	・赤道下部で、小さい病斑6ヶまで。大きいものは半分 ・赤道上部で、小さい病斑で果肉に食い込んでおらず、小さいもの、2ヶまで ・大きいも病斑は6mm程度までで、病斑が深くないもの	・左記以上のもの
	果実腐敗病	灰星病・ホモプシス腐敗病・炭そ病等	・ないもの	・あるもの
	黒 星 病	黒褐色の小斑点	・赤道下部で、小さい病斑5ヶまで	・左記以上のもの
	カイガラムシ	赤い斑点 白抜け斑点	・全体で、斑点5ヶまで ・果柄部の肉が見えないもの。虫がついていないもの ・果柄部が白く又は黒くなっているものは、軽微なもの	・左記以上のもの
	ミカンキイロアザミウマ	細かい斑点状に白く色抜けする 縫合線に沿って多い	・親指で隠れる程度まで	・左記以上のもの
	アブラムシ	果柄部のまわりが、黒くなる	・果柄部まわりが少しだけ、黒くなっているものまで	・左記以上のもの
	シンクイムシ・ハマキムシ・メイガ	果実食入・果実ナメリ	・ないもの	・あるもの
障害	サ ビ		・極端でないもの	・左記以上のもの
	小 ヒ ビ		・1～5mm程度の小さいヒビで、果頂部40％までで、 果肉がはっきり見えなく、柔らかくなっていないもの	・左記以上のもの
	果頂部の肌荒れ		・果頂部で10％程度までで、肌荒れ部が、柔らかくなっていないもの	・左記以上のもの
	日 焼 け		・赤道部より下で、直径2cm位までで、柔らかくなっていないもの	・左記以上のもの
	核 割 れ	玉の大きさにもよる	・果柄部（ほぞ）が残っており、割れが幅4mm（妻楊枝2本分）までのもの ・上からみて6：4未満の変形 ・水がしたたり落ちないもの 〔B荷受〕 ・果柄部（ほぞ）がなく、割れが幅3～4mm程度までで、 果実の中身がはっきりみえないもの	・左記以上のもの
	傷跡・枝跡・枝スレ		・直径1.5cm程度までで、果皮が裂けていなく、柔らかくなっていないもの	・左記以上のもの
	果柄部内の皮剥け	収穫時等に裂ける。	・僅か剥けているもので、変色していないもの	・左記以上のもの
	縫合線のくぼみ（裂果）		・幅3mm、長さ10mm以内のもので、果肉まで裂けていないもの	・左記以上のもの
その他	薬 斑	液の跡がつく	・極端にひどくないもの	
災害	雹 害		・痕が深くなく、裂けていないもの。濡れていないもの。腐れの心配がないもの ・赤道部より下で、長さ2mm程度で5ヶまで。長さ5mm程度のなら2～3ヶまで 幅1mm程度まで、深さ1mm程度まで 〔B荷受〕 ・赤道部より下で、痕が深くない（幅・深さ1mm程度）もの。濡れていないもの ・〔25玉以下の果実〕痕は、長さ2mm程度で2ヶまで。長さ5mm程度のなら1ヶまで ・〔22玉以上果実〕痕は、長さ2mm程度で4ヶまで。長さ5mm程度のなら2ヶまで	・左記以上のもの

もも・ネクタリン 直売用・軽微な雹害果 出荷基準

これなら、自分でもお金を出して「買う」と思う品質のもの。
傷・病害虫の被害果等で、市場出荷用には入れられない。でもネクター等にするにはおいしい物。知人に差し上げても良いと思う桃・ネクタリン・黄金桃の荷受けをいたします。

J A グリーン長野営農販売部

項目	病害虫名・障害等	症 状	通 常 出 荷	格 外
階級			・〔もも〕 1 3 ～ 1 8 玉 3 k 段ボールに 6 個～ 1 2 個入る大きさまで 〔ネクタリン〕 2 2 玉（ 2 3 0 g 以上）	・左記以下のもの
着色			・着色している	・ほぼ着色がない
熟度		未熟果の収穫はしない。	・適熟	・過熟
病害虫	せん孔細菌病	黒褐色で果肉に食い込む。 ひどいと裂果。	・ 1 mm 程度の病斑で 1 5 ヶ程度まで。 5 mm 程度の病斑なら 7 ～ 8 ヶ程度まで	・左記以上のもの
	果実腐敗病	灰星病・ホモプシス腐敗病・炭そ病等	・ないもの	・あるもの
	黒 星 病	黒褐色の小斑点。	・赤道下部で、小さい病斑 5 ヶまで	・左記以上のもの
	カイガラムシ	赤い斑点。 白抜け斑点。	・全体で、斑点 10 ヶまで ・果柄部の肉が見えないもの。虫がついていないもの ・果柄部が白く又は黒くなっているものは、軽微なもの	・左記以上のもの
	ミカンキイロアザミウマ	細かい斑点状に白く色抜けする。 縫合線に沿って多い。	・被害面積が、全体の 2 0 % 以下。虫がいないこと	・左記以上のもの
	アブラムシ	果柄部のまわりが、黒くなる。	・果柄部まわりがひどく、黒くなっていないもの	・左記以上のもの
障害	サ ビ		・全体で 2 0 % 以下の面積まで	・左記以上のもの
	小 ヒ ビ		・乾燥していること。小ヒビは、 1 mm ～ 5 mm 程度の小さいヒビは散らばっていれば、果頂部の 6 0 % 程度までよい	・左記以上のもの
	果頂部の肌荒れ		・果頂部で 3 0 % 程度までで、肌荒れ部が、柔らかくなくなっていないもの	・左記以上のもの
	縫合線の青味	果形も変形しているものに多い	・極端でなく、食味に大きな影響がないもの	・左記以上のもの
	日 焼 け		・赤道部より下で、直径 2 cm 位までで、柔らかくなくなっていないもの	・左記以上のもの
	核 割 れ		・〔もも〕 上から見て、 6 ： 4 以上になっていないこと ・〔ネクタリン〕 上から見て、 6 ： 4 以上になっていないこと ホゾがついていないくとも、中身が見えていないこと	・左記以上のもの
	傷跡・枝跡・枝スレ		・乾いていること。	・左記以上のもの
	果柄部内の皮剥け	収穫時等に裂ける。	・僅か剥けているもので、変色していないもの	・左記以上のもの
	縫合線のくぼみ（裂果）		・幅 3 mm、長さ 1 0 mm 以内のもので、果肉まで裂けていないもの	・左記以上のもの
災害	雹 害		・腐れの心配が無く、乾いている物（濡れていないもの） ・痕が深くなく、裂けていないもの、 〔もも〕 長さ 2 mm 程度で 1 5 ヶ程度まで。長さ 5 mm 程度のなら 7 ～ 8 ヶ程度まで 幅・深さ 2 mm 程度まで 〔ネクタリン〕 2 5 玉以下：長さ 1 mm 程度で 2 ヶまで。 5 mm 程度なら 1 ヶまで 2 2 玉以上：長さ 1 mm 程度で 4 ヶまで。 5 mm 程度なら 2 ヶまで 幅・深さ 2 mm 程度まで	・左記以上のもの